

建築士事務所廃業等届

建築士事務所の  
て届け出ます。

したので、建築士法第23条の7の規定により、登録通知書を添え

年 月 日

住 所  
届出者  
氏 名

千葉県指定登録機関  
公益社団法人千葉県建築士事務所協会会長 様

廃業等の事由		1 個人から法人へ 3 開設者の死亡 5 管理建築士の退職 7 その他( )	2 法人から個人へ 4 法人の合併・解散・破産 6 他都道府県へ移転
建 事 築 務 士 所	ふりがな 名 称		
	所 在 地	電話 ( ) 番	
開 設 者	個 人	ふりがな 名 称	
		住 所	
	法 人	ふりがな 名 称	
		事 務 所 所 在 地	
役 員 の 氏 名 及 び 役 名			
管 理 建 築 士 氏 名		建築士( )登録第 号	
登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号		年 月 日 千葉県知事登録第 号	※ 審 査
※ 廃業等受付 年月日及び番号		年 月 日 第 号	

注 1 届出者は、下記のとおりです。

業務を廃止したときは、開設者。開設者が死亡したときは、その相続人。開設者について破産手続開始の決定があったときは、その破産管財人。法人が合併により解散したときは、その役員。法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人

2 ※印欄は、記入しないでください。